

## 熊本県各広域本部に完了検査等の申請をされる方へ

建築基準法第6条第1項の規定による工事を完了したときは、工事を完了した日から4日以内に建築主事の検査を申請しなければなりません。

### 完了検査における添付図書

完了検査申請書の際、建築基準法施行規則第4条に基づき、表1に掲げる書類を添付する必要があります。なお、法第7条の5（検査の特例）の適用を受ける場合も必要です。

表1 完了検査申請書の添付書類一覧

第4条	申請書	別記第19号様式（完了検査申請書第1面～第4面）
第一号	確認申請時の図書	確認に要した図書及び書類 （計画変更確認を受けた場合は、直前の確認） ※確認申請を行った機関に完了検査申請を行う場合は添付不要
第二号	写真	法第7条の5検査の特例の適用を受ける場合に定められた施工写真
第三号	認定書の写し	都市緑地法第43条第1項の認定に係る認定書の写し （熊本県内は緑化地域の指定がないため不要）
第四号	軽微変更説明書	軽微な変更が生じた場合、変更内容を記載した書類
第五号	その他書類	特定行政庁が別途規則で定める書類 （熊本県内は指定を行っていないため不要）
第六号	委任状	委任状 （確認申請、検査申請を一括して委任する場合には写しで可）

### 検査チェックシートの活用について

建築構造審査・検査要領 2012年版一実務編 検査マニュアルに掲載されている検査チェックシートを添付することにより、表1申請書（別記第19号様式）完了検査申請書第4面の記載を一部省略することができます。

検査チェックシート（エクセル様式）は熊本県のホームページからダウンロードできます。  
（熊本県のホームページ→分類から探す→県土づくり→建築・建設業・土地→建築→建築確認、建築基準法→完了検査等における検査チェックシートの活用について）

また、検査チェックシートに関するお問い合わせは、県庁建築課又は各広域本部建築指導担当課にお願いします。

この検査チェックシートを添付することで、完了検査申請書第4面の記載を一部省略できるのは、熊本県内特定行政庁（熊本県、熊本市、八代市、天草市）に完了検査申請をされる方です。

民間確認機関に完了検査申請をされる方は、この検査チェックシートにより完了検査申請書第4面の記載を一部省略できるか申請先の民間確認検査機関に直接お尋ねください。

（県の担当窓口は裏面）

## 検査チェックシートに関する問い合わせ先

担当窓口	電話番号
県央広域本部土木部景観建築課	096-273-9634
県北広域本部土木部景観建築第一課	0968-25-2729
県北広域本部土木部景観建築第二課	0968-25-2724
県南広域本部土木部景観建築課	0965-33-3117
土木部建築住宅局建築課建築指導班	096-333-2534

### 施工状況報告書（細則第 17 条）について

平成25年4月1日付けで、熊本県建築基準法施行細則の一部を改正し、細則第17条の工事施工状況報告書については、省令と整合を図るため廃止しておりますが、同報告書を完了検査申請書に添付することにより、検査チェックシート同様、完了検査申請書第4面の記載を一部省略することができます。

工事施工状況報告書についても、熊本県のホームページからダウンロードできます。

（熊本県のホームページ→県庁の組織で探す→分類から探す→県土づくり→建築・建設業・土地→建築→申請様式→建築基準法関係様式→5 中間検査・完了検査 3 工事施工状況報告書）